

令和8年度事業計画書

【基本方針】

- (1) 公益目的事業（継続事業）については、地域住民の健康維持に努め、啓発事業や地域貢献事業を行う。
- (2) 共益事業については、会員とのコミュニケーションを強化し、会員のニーズに合った事業を行い、会員サービスの向上に努める。
- (3) 収益事業については、常に収支バランスを検討するとともに、新規事業開拓に努め、収益の向上に努める。

【重点目標】

- (1) 口腔保健事業の担い手として、口腔の健康づくりに関するシステム、技能の向上を進める。
 - ① 良質で安心・安全な歯科医療を提供するために歯科医師・歯科医療従事者を対象とした様々な研修を行う。
 - ② 健診や啓発活動を通じて、地域住民の健康維持向上に努める。
 - ③ 要介護高齢者の口腔機能の向上を図る為、関係団体との連携を進める。
 - ④ 乳幼児、学童期における口腔機能の発達状態に応じた健やかな成長の為の支援を行う。
- (2) 地域住民に公益目的事業の紹介や医療連携・医療相談等について、ホームページを用いて掲示する。
- (3) 会員の経営環境の向上・改善や会員・従業員等の健康増進の為に様々な施策を行う。
- (4) 会員との連携を図り、事業及び会務運営のより効率的で円滑な推進を図る。
- (5) 職員の能力開発と職場環境の整備を図る。

事業番号	事業の内容
継1	診療所における歯科医療の質の向上及び医療管理情報の習得により、良質で安心・安全な歯科医療の提供を図り、地域住民の健康増進に資する事業
定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第3条、第4条第1項第1号・2号・3号・4号・5号 6号・8号・9号

事業の概要
【趣旨（目的）・まとめた理由】 本事業は、診療所において良質で安心・安全な歯科医療を提供することによって、地域住民の健康増進に資することを目的としている。 この目的を達成するために、歯科医療を提供する歯科医師、歯科医療従事者を対象とした学術研修事業及び歯科医療管理普及事業などを通じて間接的に地域住民の歯科医療に貢献する事業であることから一つにまとめた。 【事業】 1. 学術研修事業 不特定多数の地域住民の歯及び口腔の健康増進を推進するために、歯科医療従事者に対して歯科専門分野にかかる講演会、セミナー、研修会等を開催する。 （1）本会主催の講演会・セミナー・研修会の開催 歯科医学の研鑽と会員に対する啓発を目的として、講演会・セミナー・研修会を開催している。 ① 学術特別講演会 （実施時期）毎年1回開催 （対象者） 歯科医師、歯科医療従事者 （案内方法） 歯科医師、歯科医療従事者に対するFAX案内、当会ホームページ掲載 （開催場所） 本会会館 （受講料） 無料 （報酬） 講師：税別80,000円 ② 学術セミナー：歯科医療従事者の技能向上のため、学術セミナー等を開催している。 （実施時期）毎年1回開催 （対象者） 歯科医師、歯科医療従事者 （案内方法） 歯科医師、歯科医療従事者に対するFAX案内、当会ホームページ掲載 （開催場所） 本会会館 （受講料） 無料 （報酬） 講師：税別40,000円 ③ 伝達講習：他団体主催の歯科医療に係る研修会等の伝達講習 【実施事業の財源】 会費

(2) 他機関との研修会等の共催

① 北地区・北九州歯科医学会

福岡県北地区歯科医師会連絡協議会（門司・小倉・戸畑・若松・八幡・遠賀中間各歯科医師会）及び北九州市歯科医師会の共催による学会を開催し、会員を運営委員に派遣し学会運営に協力・支援する。

（実施時期） 毎年 1 回実施

（対象者） 歯科医師・歯科医療従事者・地域住民

（案内方法） ホームページ・ポスター・パンフレットによる案内

（受講料） 無料

【事業実施の為の財源】

会費

2. 歯科医療管理普及事業

歯科診療所内において安全、安心な歯科医療を提供するため医療安全対策、危機管理対策講習会等を実施する。

(1) 医療管理講習会：地域の医療従事者を対象に本会主催により講習会を実施

（実施時期） 2 年に 1 回開催

（対象者） 歯科医師・歯科医療従事者

（案内方法） F A X による案内

（開催場所） 本会会館

（受講料） 無料

（報酬） 講師：税別 30,000 円（県歯役員・労務士・弁護士）

【事業実施の為の財源】

会費

(2) 伝達講習：他団体主催の歯科医療に係る研修会等の伝達講習

【事業実施の為の財源】

会費

(3) 福岡県歯科医師会医療事故処理協力委員会への派遣

福岡県歯科医師会では、万が一医事紛争が発生した場合、患者からの相談を受ける窓口として医療安全対策部会並びに郡市区医療事故処理協力委員会を設置しており、同会に会員を選定・派遣し協力している。

【実施事業の為の財源】

会費

事業番号	事業の内容
継2	地域住民への歯科口腔保健の推進により、公衆衛生の普及向上に資する事業
定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第3条、第4条第1項第1号・2号・3号・7号・8号

事業の概要
【趣旨（目的）・まとめた理由】 本事業は、歯科口腔保健の推進（歯科疾患の予防等による歯・口腔の健康の保持）を通じて、全身の健康の維持や生涯自分自身の歯で食生活を営むことによるQOL（生活の質）やADL（日常生活活動・日常の活動能力）の向上を図り、公衆衛生の普及向上に資することを目的としている。 この目的を達成する手段として、1．歯科保健普及啓発事業として、歯の健康を保つことの重要性を地域住民に普及・啓発し、地域住民の生涯を通じた歯科保健意識の向上を図るとともに、2．歯科保健医療推進確保事業として、生涯健康な歯を保つために、地域の歯科医療環境の整備を行い、3．他団体への協力・支援事業として、行政、地域、学校等が行う歯科口腔保健推進に係る活動への協力・支援を行っている。 【事業】 1．歯科保健普及啓発事業 歯科保健意識の向上を図るため、地域住民を対象に次の事業を実施する。 （1）地域歯科保健啓発事業 福岡県歯科医師会・行政及び各種団体の行う保健啓発事業に参加・協力し、また、地域住民を対象に本会主催の講演会を開催することで地域歯科保健の普及と啓発を図っている。 ① 「いいな、いい歯。」週間普及啓発事業の実施 11月7日・8日（いいな、いい歯の日）を含む「いいな、いい歯。」週間を中心に、福岡県歯科医師会と協力して地域住民に啓発事業を実施している。会員診療所において、歯科保健の増進を目的としたポスターを掲示し、来院者に対してパンフレットやグッズの配布を行っている。また、市民向けの公開講座を行っている。 ② 歯の衛生週間の実施 北九州市歯科医師会主催の健康づくりイベント「デンタルフェア in 北九州」において、運営や健口相談コーナーの担当スタッフとして、会員歯科医を派遣している。また、会員診療所においてポスターの掲示を行い、イベントの周知にも協力をしている。 ③ 8020高齢者よい歯の表彰 福岡県歯科医師会が行う「8020高齢者よい歯の表彰式」において表彰の対象となる、8020運動達成者（80歳で20本以上の健康な歯を持つ高齢者）の推薦を行っている。 各会員診療所より2～3名程度、地域住民である対象者の推薦を募り、そのうち

2名を大会担当委員会において選考し、福岡県歯科医師会に推薦を行うとともに、大会においては対象者全員に「8020高齢者よい歯の表彰」を行っている。

【事業実施のための財源】

福岡県歯科医師会からの補助金、北九州市歯科医師会からの委託金及び会費

(2) 学校歯科保健啓発事業

児童の歯や口腔にかかる健康意識の高揚を図るため、福岡県学校歯科医会の委託に基づき、毎年4月に各小学校に対し、よい歯の学童表彰・図画ポスター及び標語の募集を行っている。

応募作品は、5月に大会担当委員会が審査を行い、6月に優秀作品への表彰及び全作品への記念品の授与を行っている。

【事業実施のための財源】

福岡県学校歯科医会からの委託金及び会費

2. 歯科保健医療推進確保事業

生涯健康な歯を保つための体制づくりとして、歯科保健医療の充実を図るため、次の事業を行っている。

(1) 休日・年末年始・救急歯科診療

北九州市からの委託により、北九州市及び北九州市歯科医師会と協力し、休日・年末年始の歯科医療の確保を行っている。北九州市立夜間・休日急患センターへの会員の選定・派遣、本会会員の中から年末年始における門司区急患当番医療機関を選定している。

【事業実施のための財源】

北九州市歯科医師会からの委託金

(2) 訪問歯科診療

歯科診療所に通院が困難であり口腔ケアを含む訪問歯科診療を希望する門司区に居住する居宅療養患者及び病院や施設の入所者に対して、かかりつけ歯科医師または最寄りの歯科医師（本会会員）を選定・派遣し、訪問歯科診療の円滑な推進を図る支援活動を行っている。

【事業実施のための財源】

北九州市歯科医師会からの交付金及び会費

(3) 歯科診療に関する苦情・相談対応

患者と医療機関の信頼関係を堅持すると同時に、患者が安心して治療を受けることができる環境を整備するため、患者からの苦情や相談を受ける窓口を開設し、本会役員（歯科医師）及び職員が対応を行っている。

患者とのトラブルに関しては、第三者的立場で双方の話を聞くなどして助言・協力を行い、患者と医療機関における医事紛争の円満な解決に努めている。

また、北九州市行政を経由した患者からの苦情や相談においては、北九州市行政と協力して対応を行い、本会単独での対応が困難な案件に関しては、福岡県歯科医師会または北九州市歯科医師会と協力して対応を行っている。

（設置場所）門司歯科医師会会館内

（対 応 等）歯科医師、職員が電話で対応

（対応時間）平日 9：00～17：00

【実施事業のための財源】

会費

3. 他団体への協力支援事業

歯科の専門家としての立場から地域住民の健康の保持増進に貢献するため、行政、地域等（以下「他団体等」）が行う歯科口腔保健推進に係る活動への協力支援として次の事業を行う。

- (1) 地域住民の歯科保健意識の向上を図るため、他団体等が行う歯科保健普及啓発のための外部講演、健康づくり事業等に対し、講師、歯科健診医として適任な者の選任、紹介・推薦等。

【実施事業のための財源】

会費

- (2) 地域住民の口腔健康保持増進及び地域の歯科医療環境の充実を図るため、他団体等が行う歯科保健医療環境の整備に係わる会議、歯科健診等に対し、委員、歯科健診医等として適任な者の選定、紹介・推薦・取り纏め、検診器具の準備、資料作成等。

（実施時期等）依頼に基づき随時

【事業実施の為の財源】

会費

事業番号	事業の内容
他 1	会員相互扶助事業
定款（法人の事業又は目的）上の位置づけの有無	第 4 条第 1 項第 5 号・ 9 号・ 1 0 号・ 1 2 号

事業の概要		
1. 歯科医療保険普及事業 間違った保険請求により患者及び保険者に過大な不利益とならないよう医療保険制度の解釈等の情報提供及び指導を行う。 （1）社保講習会（年 1 回、本会会館） （2）医療指導講習会（年 1 回程度、本会会館） （3）歯科診療報酬改定に伴う対応 1）歯科診療報酬改定説明会（歯科診療報酬改定が行われた年に 1 回、本会会館） 2）保険説明会（年 2・3 回、本会会館） 2. 機関誌発行 3. 労務管理講習会・経営講習会・税務講習会 4. 電離箱式サーバイメーター、電気エンジン、デンタパックココロ貸出 5. 歯科診療に関する会員からの相談対応 6. 入会相談事業 7. 健康診断、肝炎の抗原・抗体検査及びワクチン予防接種 8. 会員表彰、新年会、親睦会 9. 会員及び会員家族への慶弔		
この事業が公益目的支出計画の安定的な実施に支障を及ぼさないことについて		
会員の入会金、会費並びに福岡県歯科医師会補助金等を財源としており、公益目的支出計画の実施に支障はない。		
①	損益計算書の費用の見込額	円
②	損益計算書の収益の見込額	円
備 考		

事業番号	事業の内容	
他2	収益事業	
定款（法人の事業又は目的）上の位置づけの有無		第4条第11号

事業の概要		
1. 印刷物売上収入 2. 生保手数料収入 3. 事業所健診収入		
この事業が公益目的支出計画の安定的な実施に支障を及ぼさないことについて		
収益事業であるため、公益目的支出計画の事業に支障はない。		
①	損益計算書の費用の見込額	円
②	損益計算書の収益の見込額	円
備考		